

食料安全保障の強化を求める意見書

農業の生産現場における生産資材の高騰は、営農を継続することが危ぶまれるほど甚大な影響を与えており、食料や資材の多くを海外に依存する我が国において、食料の安定供給に係るリスクを顕在化させている。

このような現状において、生産資材の高騰に対して、より一層の対策を講ずるとともに、将来を見据えた食料の安定供給のための施策を拡充するなど、食料安全保障の強化に取り組むべきである。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 食料安全保障の強化に係る基本政策を確立するため、農業の生産現場の実態を把握した上で施策を具体化するとともに、幅広い観点から「食料・農業・農村基本法」を検証し、見直すこと。
- 2 飼料・燃料のセーフティネット対策の安定運営及び改善を図るとともに、肥料価格高騰対策を拡充すること。また、肥料の安定供給の確保や輸入依存からの脱却のため、原料等の民間備蓄支援制度の構築や原料調達が多角化を支援するとともに、国内代替原料の利用拡大や関連施設の整備、流通・保管の支援を拡充すること。
- 3 輸入依存度の高い小麦・大豆・飼料用トウモロコシ等の大幅な増産を図るため、生産拡大等についての支援を講ずるとともに、ほ場整備や品種開発、国産飼料増産体制の強化、広域流通・保管等への支援を拡充すること。また、米粉利用拡大等、輸入原材料からの切替や国産農畜産物の活用による新商品開発などを行う食品産業等を支援すること。
- 4 新規就農者の拡大・定着を図るため、新規就農者育成総合対策事業の条件緩和や農業教育の充実、就農後の営農意欲維持のための支援策を講ずるとともに、50歳以上の就農希望者の資金面での負担軽減のため、就農準備資金の対象年齢を上げること。
- 5 新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により価格低迷や在庫増加が生じている品目について、地域の実態を踏まえ、需給・価格の動向等を見極めた、機動的かつ万全な対策を講ずること。
- 6 災害が激甚化・頻発化する中、施設等の改良等、災害に強い農業づくり対策を継続的かつ十分に講ずるとともに、被災時の状況に応じた復旧対策を柔軟に講ずること。
- 7 家畜伝染病の侵入防止の水際対策を徹底・強化するとともに、衛生管理の取組の強化や必要な資材・設備の導入、野生動物対策等に対する支援を継続・拡充すること。また、病害虫侵入・蔓延リスクの増加に応じた有効な対応策を講ずることができるよう支援を継続・拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月21日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
農林水産大臣
宛て

福島県議会議員 渡辺義信